農山漁村振興交付金（農山漁村発イノベーション対策）事業補助金交付事務取扱要領　様式一覧

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 別記様式番号 | | 様式内容 | 要領関係箇所 |
| 別記第１号様式 | | 実施計画（変更）承認申請書 | 第３、４ |
| 別記第２号様式 | | 納税対応状況申出書 | 第５－２ |
| 別記第３－１号様式 | | 補助指令書（推進支援事業に関するもの） | 第７－１ |
| 別記第３－２号様式 | | 補助指令書（整備事業に関するもの） | 第７－１ |
| 別記第４号様式 | | 消費税等仕入控除税額等報告書 | 第７－３ |
| 別記第５－１号様式 | | 交付決定通知書 | 第７－１、７－５ |
| 別記第５－２号様式 | | 不交付決定通知書 | 第７－２ |
| 別記第６－１号様式 | | 変更指令書（金額変更なし） | 第10－２ |
| 別記第６－２号様式 | | 変更指令書（金額変更あり） | 第10－２ |
| 別記第７号様式 | | 事業の中止・廃止（不）承認書 | 第11－２ |
| 別記第８号様式 | | 事業遂行状況報告書 | 第12－１、15 |
| 別記第９号様式 | | 繰越等実施計画書 | 第12－１ |
| 別記第10号様式 | | 遅延に対する事業指示書 | 第12－２ |
| 別記第11－１号様式 | | 交付決定取消書（全部取消・返還金なし） | 第13－１、16－４、24－２ |
| 別記第11－２号様式 | | 交付決定取消書（全部取消・返還金あり） | 第13－１、16－４、24－２ |
| 別記第11－３号様式 | | 交付決定取消書（一部取消・返還金なし） | 第13－１、16－４、24－２ |
| 別記第11－４号様式 | | 交付決定取消書（一部取消・返還金あり・確定前） | 第13－１、16－４、24－２ |
| 別記第11－５号様式 | | 事情変更 | 第13－１ |
| 別記第11－６号様式 | | 交付決定取消書（一部取消・返還金あり・確定後） | 第24－２ |
| 別記第12－１号様式 | | 概算払通知書 | 第14－２ |
| 別記第12－２号様式 | | 概算払不交付通知書 | 第14－３ |
| 別記第13－１号様式 | | 事業の遂行命令 | 第16－１ |
| 別記第13－２号様式 | | 事業の是正措置命令 | 第16－２ |
| 別記第13－３号様式 | | 事業の遂行停止解除 | 第16－３ |
| 別記第14号様式 | | 入札結果報告・着手届 | 第９－５ |
| 別記第15－１号様式 | | しゅん功届 | 第17－１ |
| 別記第15－２号様式 | | 機械等導入完了報告書 | 第17－１ |
| 別記第15－３号様式 | | 委託業務完了報告書 | 第17－１ |
| 別記第16－１号様式 | | 建設工事完成検査調書 | 第17－４ |
| 別記第16－２号様式 | | 機械等導入完了検査調書 | 第17－４ |
| 別記第16－３号様式 | | 委託業務完了検査調書 | 第17－４ |
| 別記第17号様式 | | 補助事業遂行計画書 | 第18－４ |
| 別記第18－１号様式 | | 額の確定通知 | 第20－１ |
| 別記第18－２号様式 | | 額の確定に伴う補助金返還命令 | 第20－２ |
| 別記第19号様式 | | 補助金交付状況報告書 | 第21 |
| 別記第20号様式 | | 財産処分承認申請書 | 第23－１、第23－２ |
| 別記第21－１号様式 | | 財産処分承認 | 第23－４ |
|  | 別紙 | 財産処分報告書 |
| 別記第21－２号様式 | | 財産処分不承認 | 第23－４ |
| 別記第22号様式 | | 実施状況報告及び評価報告提出 | 第27－１、第28 |

別記第１号様式（第３及び第４関係）

　　　　　　 　　番　　　号

　　 　　　　 　　年　月　日

北海道知事　　　　　　　　様

（総合振興局長（振興局長）)

事業実施主体名

　　　　 　　　 　 氏 　名

市町村長

氏　名

農山漁村振興交付金（農山漁村発イノベーション対策）事業実施計画（変更）

承認申請書

　農山漁村振興交付金（農山漁村発イノベーション対策）事業補助金交付事務取扱要領（令和４年（2022年）６月16日付け食政第318号食の安全推進監通知）第３の１（第３の２）に基づき、関係書類を添えて（変更）申請する。

別記第２号様式（第５－２関係）

納税対応状況申出書

　　年　　月　　日

北海道知事　　　　　　　　様

（　　　総合振興局長（振興局長））

補助事業者　（団体等名及び代表者氏名）

事業実施主体（団体等名及び代表者氏名）

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 納税対応（予定） | | | | | 該当項目 |
| １　免税事業者 | | | | |  |
| ２　簡易課税制度適用者 | | | | |  |
| ３　一般事業者 | | | | |  |
|  | （１）課税売上高が５億円以下かつ課税売上割合が９５％以上 | | | |  |
| （２）課税売上高が５億円超又は課税売上割合が９５％未満 | | | |  |
|  | ア 一括比例配分方式 | | |  |
| イ 個別対応方式 | | |  |
|  | （ア）課税売上対応 | |  |
| （イ）共通売上対応 | |  |
| （ウ）非課税売上対応 | |  |
| ４ 公共法人等で特定収入割合５％を | | | | 超える |  |
| 以　下 |  |

注１　この様式は、補助金等交付申請書提出の際に提出すること。ただし、申請時に３及び４に○印を付けた者については、該当の有無について明らかになった時点で再度提出（３のうち(２)のイの(ウ)以外の者を除く。）すること。

２　１又は２に該当する者は、３及び４の記載は不要。

３　１又は２に該当する以外の者が４の「特定収入割合５％以下」の場合は、３の該当事項にも記載すること。

４　補助事業者が事業実施主体の場合にあっては、「事業実施主体（団体等名及び代表者氏名）」の記載は不要。

５　補助事業者と事業実施主体が異なる場合（間接補助金の場合）にあっては、事業実施主体ごとに作成すること。この場合、「補助事業者(団体等名及び代表者氏名）」欄の記載は不要。ただし、第４の規定に基づく総合振興局長等への提出はこの申出書の写しとすること。

別記第３－１号様式（第７－１関係　推進支援事業に関するもの）

（記号）第　　　号指令

（補助事業者）

　　年　　月　　日申請の農山漁村振興交付金（農山漁村発イノベーション対策）事業については、申請内容のとおり承認し、補助事業の成果を成し遂げたときは、金　　　　円を補助します。ただし、次の事項を守らなければなりません。

　　年　　月　　日

北海道知事　　　　　　　　印

（　　総合振興局長（振興局長））

１　この補助金の交付の対象となる補助事業の名称及び経費並びに補助金の額及び完了期限は、次のとおりです。

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 補助事業名 | 補助対象経費 | | | 補助金の額 | 完了期限 |
| 区　分 | 事業内容 | 金　額 | 金　額 |
| 農山漁村振興交付金（農山漁村発イノベーション対策）事業 | 農山漁村発イノベーション推進支援事業 |  | 円 | 円 | 年　月　日 |
| 合　　　　　　　計 | | |  |  |

２　北海道補助金等交付規則（昭和47年北海道規則第34号。以下「規則」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、同法施行令（昭和30年政令第255号）、農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和31年農林省令第18号）等の法令、農山漁村振興交付金（農山漁村発イノベーション対策）実施要領（令和４年４月１日付け３農振第2921号農林水産省農村振興局長通知。以下「実施要領」という。）別記２－１、農山漁村振興交付金交付等要綱（令和３年４月１日付け２農振第3695号農林水産事務次官依命通知。以下「交付等要綱」という。）及び農山漁村振興交付金（農山漁村発イノベーション対策）事業補助金交付事務取扱要領（令和４年６月16日付け食政第318号食の安全推進監通知）並びにこの決定の通知に従い、善良な管理者の注意をもって補助事業を遂行し、その成果を成し遂げなければなりません。

３　次の各号のいずれかに該当する補助事業の内容を変更するときは、知事(総合振興局長又は振興局長）の承認を受けなければなりません。

(1) 事業実施主体の変更

(2) 補助対象経費又は補助金額の変更のうち、次に掲げる変更。

　　ア　補助対象経費の増減（補助対象経費の減は不用額の発生が確実である場合に限る。）

　　イ　補助金額の増

４　補助事業の執行を中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ、知事(総合振興局長又は振興局長）の承認を受けなければなりません。

５　補助事業が期限までに完了しないとき又は補助事業の遂行が困難となったときは、速やかに知事(総合振興局長又は振興局長）に報告し、その指示を受けなければなりません。

６　補助事業の遂行の状況に関し、報告を求められたときは、指示された日までに状況報告書を知事(総合振興局長又は振興局長）に提出し、また、道の職員による調査を受けたときは、調査に協力し、その指示に従わなければなりません。

７ この補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に従って補助事業を遂行すべきことを命ぜられたときは、その命令に従わなければなりません。

８ 前項の命令に違反したときは、当該補助事業の遂行を一時停止し、当該補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合させるための措置を指示する期日までにとるべきことを命じます。

９　この補助金の交付の決定後における事情の変更により特別の必要が生じたときは、この決定の全部若しくは一部を取り消し、又はこの決定の内容若しくはこれに付けた条件を変更することがあります。

10　事業実施主体は、事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は、一般の競争に付さなければなりません。ただし、事業の運営上、一般の競争に付すことが困難又は不適当である場合は、指名競争に付し、又は随意契約をすることができます。

11　事業実施主体は、10により契約をしようとする場合は、当該契約に係る一般の競争、指名競争又は随意契約に参加する者に対し、交付等要綱で定める別記様式第２号により指名停止の措置等を受けていない旨の申立書の提出を求め、当該申立書の提出のない者については、競争入札等に参加させてはなりません。

12　補助事業に係る工事が完成したとき又は機械等の導入が完了したとき並びに委託業務が完了したときは、速やかに工事完成届及びしゅん工届又は機械導入完了報告書、又は委託業務完了報告書を知事（総合振興局長等）に提出しなければなりません。

13　補助事業が完了したとき（廃止の承認を受けたときを含む。）は、当該補助事業の完了の日若しくは廃止の承認を受けた日から起算して30日以内又は補助金の交付決定があった日の属する年度の翌年度の４月５日までのうち、いずれか早い日までに、補助事業等実績報告書を知事(総合振興局長又は振興局長）に提出しなければなりません。会計年度が終了した場合も、同様とします。

14　補助事業等実績報告書の提出に当たって、この補助金に係る消費税等仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率等を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを補助金額から減額して報告しなければなりません。

15　補助事業等実績報告書を提出した後に消費税及び地方消費税の確定申告によりこの補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合には、別記第４号様式によりその金額（実績報告において、前項により減額した場合にあっては、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を速やかに知事(総合振興局長又は振興局長）に報告するとともに、当該金額を返還しなければなりません。

また、この補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかにならない場合又は消費税仕入控除税額がない場合であっても、その状況等について、当該補助金の額の確定の日の翌年６月10日までに知事(総合振興局長又は振興局長）に報告するとともに、補助金に係る消費税等仕入控除税額の確定後は速やかに知事(総合振興局長又は振興局長）に報告し、当該金額を返還しなければなりません。

16　前項に定める場合を除くほか、補助金事業に関し、違約金、返還金、保険料その他の補助金に代わる収入があったことにより補助金事業に要した経費を減額すべき事業がある場合には、当該経費を減額して作成した補助事業等実績報告書を知事(総合振興局長又は振興局長）に提出しなければなりません。

17　この補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に実績報告に係る補助事業の成果が適合しないときは、当該補助事業につき、これに適合させるための措置をとるべきことを命じます。

18　補助事業についての帳簿を備え、他の経理と区分して補助金事業の収入及び支出を記載し、補助金の使途を明らかにしておかなければなりません。また、その支出内容の証拠書類又は証拠物を備え、整理し、かつ、これを当該事業の完了の日の属する年度の翌年度から５年間保存しなければなりません。ただし、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産(1件当たりの取得価格又は効用の増加価格が50万円以上の機械及び器具、不動産等)については、減価償却資産の耐用年数に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号。以下「大蔵省令」という。）で定める耐用年数（大蔵省令に定めのない財産については、農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和31年農林水産省令第18号）別表に規定する処分制限期間）を経過していない場合においては、帳簿等のほか、財産管理台帳及び関係書類を期間満了時まで保存しなければなりません。

19　次の各号のいずれかに該当するときは、この補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消し、当該取消しに係る部分に関し、既に交付された補助金があるときは、その返還を命ずることがあります。補助金の額の確定があった後においても、また同様とします。

(1) この補助金を他の用途に使用したとき、又は正当な理由がないのにこの補助金を使用しないとき。

(2) 虚偽の申請又は虚偽の実績報告によりこの補助金を過大に請求し、又は受領したとき。

(3) 補助事業に関して不正に他の補助金等（道以外の者が補助事業者等に対して交付する補助金その他の助成を含む。）を重複して受領したとき。

(4) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産を、あらかじめ知事の承認を受けないで、この補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、取り壊し、又は担保に供したとき。

(5) 補助事業に関して、不正、事務手続の遅延、その他不適当な行為をしたとき。

(6) 前各号に掲げる場合のほか、補助事業に関して、この補助金の交付の決定の内容若しくはこれに付した条件その他法令若しくはこれに基づく知事(総合振興局長又は振興局長）の処分に違反したとき。

20　補助金の返還を命ぜられ、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、その納付金額を控除した額）につき年10.95パーセントの割合で計算した違約延滞金を道に納付しなければなりません。

21　補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、補助金の交付の目的に従って使用し、その効率的運用を図らなければなりません。

22　補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、処分制限期間を経過することになるまでの期間は、あらかじめ知事(総合振興局長又は振興局長）の承認を受けないでこの補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、取り壊し、又は担保に供してはなりません。ただし、交付された補助金の全部に相当する額を納付した場合又は補助事業を行うに当たって、補助対象物件を担保に供し、自己資金の全部又は一部を国が行っている制度融資から融資を受ける場合であって、かつ、その内容（金融機関名、制度融資名、融資を受けようとする金額、償還年数、その他必要な事項）が補助金等交付申請書に記載してある場合は、次の条件により補助金の交付の決定を持って知事(総合振興局長又は振興局長）の承認を受けたものとします。

(1) 担保権が実行される場合は、残存簿価又は時価評価額のいずれか高い金額に交付率を乗じた金額を納付すること。

(2) 本来の交付目的の遂行に影響を及ぼさないこと。

23　前項の申請により承認を受けた場合において、補助金の全部又は一部の金額に相当する納付金を納付する条件が付されたときは、当該納付金を指定された期日までに納付しなければなりません。

24　前項に定める場合を除くほか、知事(総合振興局長又は振興局長）の承認を受けて補助事業により取得し、又は効用の増加した財産を処分することにより収入のあったときは、その収入の全部又は一部に相当する納付金を道に納付させることがあります。

25　補助事業が完了し、又は中止若しくは廃止した場合において、当該事業により取得した残存物件（事業の遂行手段として用いられ、残存している機械、器具、仮設物、材料等の物件）を処分しようとするときは、遅滞なく品目、数量、金額及び処分方法を知事(総合振興局長等)に報告し、その承認を受けなければなりません。

26　この補助事業の完了により相当の収益が生じたときは、補助金の全部又は一部を道に納付させることがあります。

27　第６項の遂行の状況に関する報告のほか、補助金の予算の執行の適正を期するため必要があると認めるときは、報告を求め、又は道の職員に帳簿及び書類その他物件を調査させ、若しくは質問させることがあるので、これに協力しなければなりません。

（　　　部　　　課　　　係）

注１　第１項の表中「事業内容」欄は、実施要領別記１の別表１「事項」から該当の項目を選択して記入すること。

　２　実施要領別記１の別表１の事項１から４までに掲げる事業のうち簡易な施設整備を実施しない場合においては、第12項を削除して使用すること。

３　実施要領別記１の別表１の事項１から４までに掲げる事業のうち簡易な施設整備を実施する場合において、補助事業の内容が間接補助事業のみの場合にあっては、第12項を次のように変更して使用すること。

12　補助事業者は、事業実施主体に建設工事等の完成した旨を届けさせ、検査等を行い、しゅん功届等を知事(総合振興局長又は振興局長）に提出しなければなりません。

４　実施要領別記１の別表１の事項１から４までに掲げる事業のうち簡易な施設整備を実施する場合において、補助事業の内容に間接補助事業を含む場合にあっては、第12項に次の事項を追加すること。

ただし、間接補助事業の場合にあっては、補助事業者は、事業実施主体に建設工事等の完成した旨を届けさせ、検査等を行い、しゅん功届等を知事(総合振興局長又は振興局長）に提出しなければなりません。

５　納税対応状況申出書を提出した補助事業者等が消費税等仕入控除税額を減額して申請した場合は、第14項及び第15項を削除すること。

６　間接補助事業の場合は、第14項及び第15項を次のように変更して記載すること。

14　補助事業者は、補助事業等実績報告書の提出に当たって、各事業実施主体の当該補助金に係る消費税等仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率等を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）が明らかとなった場合には、これを補助金額から減額して報告しなければなりません。

15　補助事業者は、補助事業等実績報告書を提出した後に消費税及び地方消費税の確定申告により各事業実施主体の当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合には、別記様式によりその金額（実績報告において、前項により減額した事業実施主体については、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を速やかに知事(総合振興局長又は振興局長）に報告するとともに、当該金額を返還しなければなりません。

また、この補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかにならない場合又はない場合であっても、その状況等について、当該補助金の額の確定の日の翌年６月10日までに知事（総合振興局長等）に報告するとともに、補助金に係る消費税等仕入控除税額の確定後は速やかに知事(総合振興局長又は振興局長）に報告し、当該金額を返還しなければなりません。

７　補助事業の全部又は一部が間接補助事業の場合にあっては、次の事項を追加すること。

(1) 補助事業者は、この補助金を間接補助金として、事業実施主体に補助する場合には、補助事業者における補助金の交付の決定に当たり、この指令条件と同一の条件を付けなければなりません。ただし、補助事業等の完了期限及び実績報告書の提出期限は、適宜変更して差し支えないものとします。

なお、この場合において、「知事(総合振興局長又は振興局長）」とあるのは「補助事業者」と読み替えるものとします。

(2) 補助事業者は、補助金の概算払を受けたときは、遅滞なく間接補助金の支払をしなければなりません。

(3) 補助事業者は、補助対象事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は、一般の競争に付さなければなりません。ただし、補助対象事業の運営上、一般の競争に付することが困難又は不適当である場合は、指名競争に付し、又は随意契約をすることができます。

(4) 補助事業者は、前項により契約をしようとする場合は、当該契約に係る一般の競争、指名競争又は随意契約(以下「競争入札等」という。)に参加しようとする者に対し、交付等要綱で定める別記様式第２号による農林水産省の機関から指名停止を受けていない旨の申立書の提出を求めるものとし、当該申立書の提出のない者については、競争入札等に参加させてはなりません。

８　補助事業の内容が直接補助事業のみの場合にあっては、第３項の(1)を削除して使用すること。

別記第３－２号様式（第７－１関係　整備事業に関するもの）

（記号）第　　　号指令

（補助事業者）

　　年　　月　　日申請の農山漁村振興交付金（農山漁村発イノベーション対策）事業については、申請内容のとおり承認し、補助事業の成果を成し遂げたときは、金　　　　円を補助します。ただし、次の事項を守らなければなりません。

　　年　　月　　日

北海道知事　　　　　　　　印

（　　総合振興局長（振興局長））

１　この補助金の交付の対象となる補助事業の名称及び経費並びに補助金の額及び完了期限は、次のとおりです。

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 補助事業名 | 補助対象経費 | | | 補助金の額 | 完了期限 |
| 区　分 | 事業内容 | 金　額 | 金　額 |
| 農山漁村振興交付金（農山漁村発イノベーション対策）事業 | 農山漁村発イノベーション整備事業（産業支援型） |  | 円 | 円 | 年　月　日 |
| 合　　　　　　　計 | | |  |  |

２　北海道補助金等交付規則（昭和47年北海道規則第34号。以下「規則」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、同法施行令（昭和30年政令第255号）、農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和31年農林省令第18号）等の法令、農山漁村振興交付金（農山漁村発イノベーション対策）実施要領（令和４年４月１日付け３農振第2921号農林水産省農村振興局長通知。以下「実施要領」という。）別記２－３、農山漁村振興交付金交付等要綱（令和３年４月１日付け２農振第3695号農林水産事務次官依命通知。以下「交付等要綱」という。）及び農山漁村振興交付金（農山漁村発イノベーション対策）事業補助金交付事務取扱要領（令和４年６月16日付け食政第318号食の安全推進監通知）並びにこの決定の通知に従い、善良な管理者の注意をもって補助事業を遂行し、その成果を成し遂げなければなりません。

３　次の各号のいずれかに該当する補助事業の内容を変更するときは、知事(総合振興局長又は振興局長）の承認を受けなければなりません。

(1) 事業実施主体の変更

(2) 補助対象経費又は補助金額の変更のうち、次に掲げる変更

　　ア　補助対象経費の30パーセントを超える増減

イ　補助金額の30パーセントを超える減又は補助金額の増

４　補助事業の執行を中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ、知事(総合振興局長又は振興局長）の承認を受けなければなりません。

５　補助事業が期限までに完了しないとき又は補助事業の遂行が困難となったときは、速やかに知事(総合振興局長又は振興局長）に報告し、その指示を受けなければなりません。

６　補助事業の遂行の状況に関し、報告を求められたときは、指示された日までに状況報告書を知事(総合振興局長又は振興局長）に提出し、また、道の職員による調査を受けたときは、調査に協力し、その指示に従わなければなりません。

７ この補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に従って補助事業を遂行すべきことを命ぜられたときは、その命令に従わなければなりません。

８ 前項の命令に違反したときは、当該補助事業の遂行を一時停止し、当該補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合させるための措置を指示する期日までにとるべきことを命じます。

９　この補助金の交付の決定後における事情の変更により特別の必要が生じたときは、この決定の全部若しくは一部を取り消し、又はこの決定の内容若しくはこれに付けた条件を変更することがあります。

10　事業実施主体は、事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は、一般の競争に付さなければなりません。ただし、事業の運営上、一般の競争に付すことが困難又は不適当である場合は、指名競争に付し、又は随意契約をすることができます。

11　事業実施主体は、10により契約をしようとする場合は、当該契約に係る一般の競争、指名競争又は随意契約に参加する者に対し、交付等要綱で定める別記様式第２号により指名停止の措置等を受けていない旨の申立書の提出を求め、当該申立書の提出のない者については、競争入札等に参加させてはなりません。

12　補助事業に係る工事が完成したとき又は機械等の導入が完了したとき並びに委託業務が完了したときは、速やかに工事完成届及びしゅん工届又は機械導入完了報告書、又は委託業務完了報告書を知事(総合振興局長又は振興局長）に提出しなければなりません。

13　補助事業が完了したとき（廃止の承認を受けたときを含む。）は、当該補助事業の完了の日若しくは廃止の承認を受けた日から起算して30日以内又は補助金の交付決定があった日の属する年度の翌年度の４月５日までのうち、いずれか早い日までに、補助事業等実績報告書を知事(総合振興局長又は振興局長）に提出しなければなりません。会計年度が終了した場合も、同様とします。

14　補助事業等実績報告書の提出に当たって、この補助金に係る消費税等仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率等を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを補助金額から減額して報告しなければなりません。

15　補助事業等実績報告書を提出した後に消費税及び地方消費税の確定申告によりこの補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合には、別記第４号様式によりその金額（実績報告において、前項により減額した場合にあっては、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を速やかに知事(総合振興局長又は振興局長）に報告するとともに、当該金額を返還しなければなりません。

また、この補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかにならない場合又は消費税仕入控除税額がない場合であっても、その状況等について、当該補助金の額の確定の日の翌年６月10日までに知事（総合振興局長等）に報告するとともに、補助金に係る消費税等仕入控除税額の確定後は速やかに知事(総合振興局長又は振興局長）に報告し、当該金額を返還しなければなりません。

16　前項に定める場合を除くほか、補助金事業に関し、違約金、返還金、保険料その他の補助金に代わる収入があったことにより補助金事業に要した経費を減額すべき事業がある場合には、当該経費を減額して作成した補助事業等実績報告書を知事(総合振興局長又は振興局長）に提出しなければなりません。

17　この補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に実績報告に係る補助事業の成果が適合しないときは、当該補助事業につき、これに適合させるための措置をとるべきことを命じます。

18　補助事業についての帳簿を備え、他の経理と区分して補助金事業の収入及び支出を記載し、補助金の使途を明らかにしておかなければなりません。また、その支出内容の証拠書類又は証拠物を備え、整理し、かつ、これを当該事業の完了の日の属する年度の翌年度から５年間保存しなければなりません。ただし、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産(1件当たりの取得価格又は効用の増加価格が50万円以上の機械及び器具、不動産等)については、減価償却資産の耐用年数に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号。以下「大蔵省令」という。）で定める耐用年数（大蔵省令に定めのない財産については、農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和31年農林水産省令第18号）別表に規定する処分制限期間）を経過していない場合においては、帳簿等のほか、財産管理台帳及び関係書類を期間満了時まで保存しなければなりません。

19　次の各号のいずれかに該当するときは、この補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消し、当該取消しに係る部分に関し、既に交付された補助金があるときは、その返還を命ずることがあります。補助金の額の確定があった後においても、また同様とします。

(1) この補助金を他の用途に使用したとき、又は正当な理由がないのにこの補助金を使用しないとき。

(2) 虚偽の申請又は虚偽の実績報告によりこの補助金を過大に請求し、又は受領したとき。

(3) 補助事業に関して不正に他の補助金等（道以外の者が補助事業者等に対して交付する補助金その他の助成を含む。）を重複して受領したとき。

(4) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産を、あらかじめ知事の承認を受けないで、この補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、取り壊し、又は担保に供したとき。

(5) 補助事業に関して、不正、事務手続の遅延、その他不適当な行為をしたとき。

(6) 前各号に掲げる場合のほか、補助事業に関して、この補助金の交付の決定の内容若しくはこれに付した条件その他法令若しくはこれに基づく知事(総合振興局長又は振興局長）の処分に違反したとき。

20　補助金の返還を命ぜられ、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、その納付金額を控除した額）につき年10.95パーセントの割合で計算した違約延滞金を道に納付しなければなりません。

21　補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、補助金の交付の目的に従って使用し、その効率的運用を図らなければなりません。

22　補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、処分制限期間を経過することになるまでの期間は、あらかじめ知事(総合振興局長又は振興局長）の承認を受けないでこの補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、取り壊し、又は担保に供してはなりません。ただし、交付された補助金の全部に相当する額を納付した場合又は補助事業を行うに当たって、補助対象物件を担保に供し、自己資金の全部又は一部を国が行っている制度融資から融資を受ける場合であって、かつ、その内容（金融機関名、制度融資名、融資を受けようとする金額、償還年数、その他必要な事項）が補助金等交付申請書に記載してある場合は、次の条件により補助金の交付の決定を持って知事(総合振興局長又は振興局長）の承認を受けたものとします。

(1) 担保権が実行される場合は、残存簿価又は時価評価額のいずれか高い金額に交付率を乗じた金額を納付すること。

(2) 本来の交付目的の遂行に影響を及ぼさないこと。

23　前項の申請により承認を受けた場合において、補助金の全部又は一部の金額に相当する納付金を納付する条件が付されたときは、当該納付金を指定された期日までに納付しなければなりません。

24　前項に定める場合を除くほか、知事(総合振興局長又は振興局長）の承認を受けて補助事業により取得し、又は効用の増加した財産を処分することにより収入のあったときは、その収入の全部又は一部に相当する納付金を道に納付させることがあります。

25　補助事業が完了し、又は中止若しくは廃止した場合において、当該事業により取得した残存物件（事業の遂行手段として用いられ、残存している機械、器具、仮設物、材料等の物件）を処分しようとするときは、遅滞なく品目、数量、金額及び処分方法を知事(総合振興局長又は振興局長）に報告し、その承認を受けなければなりません。

26　第６項の遂行の状況に関する報告のほか、補助金の予算の執行の適正を期するため必要があると認めるときは、報告を求め、又は道の職員に帳簿及び書類その他物件を調査させ、若しくは質問させることがあるので、これに協力しなければなりません。

（　　　部　　　課　　　係）

注１　第１項の表中「事業内容」欄は、実施要領別記３の別表１「交付対象事業」から該当の項目を選択して記入すること。

２　補助事業の内容が間接補助事業のみの場合にあっては、第12項を次のように変更して使用すること。

12　補助事業者は、事業実施主体に建設工事等の完成した旨を届けさせ、検査等を行い、しゅん功届等を知事(総合振興局長又は振興局長）に提出しなければなりません。

３　補助事業の内容に間接補助事業を含む場合にあっては、第12項に次の事項を追加すること。

ただし、間接補助事業の場合にあっては、補助事業者は、事業実施主体に建設工事等の完成した旨を届けさせ、検査等を行い、しゅん功届等を知事(総合振興局長又は振興局長）に提出しなければなりません。

４　納税対応状況申出書を提出した補助事業者等が消費税等仕入控除税額を減額して申請した場合は、第14項及び第15項を削除すること。

５　間接補助事業の場合は、第14項及び第15項を次のように変更して記載すること。

14　補助事業者は、補助事業等実績報告書の提出に当たって、各事業実施主体の当該補助金に係る消費税等仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率等を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）が明らかとなった場合には、これを補助金額から減額して報告しなければなりません。

15　補助事業者は、補助事業等実績報告書を提出した後に消費税及び地方消費税の確定申告により各事業実施主体の当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合には、別記様式によりその金額（実績報告において、前項により減額した事業実施主体については、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を速やかに知事(総合振興局長又は振興局長）に報告するとともに、当該金額を返還しなければなりません。

また、この補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかにならない場合又はない場合であっても、その状況等について、当該補助金の額の確定の日の翌年６月10日までに知事(総合振興局長又は振興局長）に報告するとともに、補助金に係る消費税等仕入控除税額の確定後は速やかに知事(総合振興局長又は振興局長）に報告し、当該金額を返還しなければなりません。

６　補助事業の全部又は一部が間接補助事業の場合にあっては、次の事項を追加すること。

(1) 補助事業者は、この補助金を間接補助金として、事業実施主体に補助する場合には、補助事業者における補助金の交付の決定に当たり、この指令条件と同一の条件を付けなければなりません。ただし、補助事業等の完了期限及び実績報告書の提出期限は、適宜変更して差し支えないものとします。

なお、この場合において、「知事(総合振興局長又は振興局長）」とあるのは「補助事業者」と読み替えるものとします。

(2) 補助事業者は、補助金の概算払を受けたときは、遅滞なく間接補助金の支払をしなければなりません。

(3) 補助事業者は、補助対象事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は、一般の競争に付さなければなりません。ただし、補助対象事業の運営上、一般の競争に付することが困難又は不適当である場合は、指名競争に付し、又は随意契約をすることができます。

(4) 補助事業者は、前項により契約をしようとする場合は、当該契約に係る一般の競争、指名競争又は随意契約(以下「競争入札等」という。)に参加しようとする者に対し、交付等要綱で定める別記様式第２号による農林水産省の機関から指名停止を受けていない旨の申立書の提出を求めるものとし、当該申立書の提出のない者については、競争入札等に参加させてはなりません。

７　簡易土地基盤整備を実施する場合にあっては、次の事項を追加すること。

補助対象事業により簡易土地基盤整備を実施した施工箇所の受益地の全部又は一部が当該事業に係る補助金交付の最終年度の翌年度から起算して８年以内に農地でなくなった場合には、補助金のうち次に掲げる返還額の算定方法により算出される額（知事(総合振興局長等)がこれにより少ない額を定めたときはその額）に相当する額を道に返還しなければなりません。ただし、上記に規定する場合であっても、次に掲げる場合には補助金を返還する必要はありません。

(1) 同一の事業実施主体が一連の事業計画のもとに当該事業の受益地面積の10分の１以下につき行う転用

(2) 土地収用法（昭和26年法律第219号）第26条第１項の規定による告示に係る事業の用に供する場合及び受益地において農業を営む者の農業経営上必要な施設の用に供する場合であって、知事が補助金を返還させないことを相当と認めるとき。

(3) (1)及び(2)のほか、知事(総合振興局長又は振興局長）が特にやむを得ないと認めるとき。

（補助金額の算定方法）

補助金返還額＝Ａ×Ｃ／Ｂ

Ａ：返還対象補助金の総額　Ｂ：受益地の総面積　Ｃ：転用受益地の面積７

８　補助事業の内容が直接補助事業のみの場合にあっては、第３項の(1)を削除して使用すること。

別記第４号様式（第７－３関係）

（記　号）第　　　　　号

　　年　　月　　日

　　　北海道知事　　様

(　　　総合振興局長（振興局長）)

　　　　　　　　　　　　　　　　　補助事業者名

　　　　　年度農山漁村振興交付金（農山漁村発イノベーション対策）事業補助金に係る消費税等仕入控除税額等報告書

　　　年　　月　　日付け（記号）第　　　号指令で補助金の交付決定を受けた農山漁村振興交付金（農山漁村発イノベーション対策）事業について、次のとおり補助金に係る消費税等仕入控除税額を報告するとともに、その金額を返還します。

記

１　補助金の確定額　　　　　　　　　　　　　　　　　　金　　　　　　　円

２　補助金の確定時における消費税等仕入控除税額　　　　金　　　　　　　円

３　消費税及び地方消費税の確定に伴う補助金に係る消費税等仕入控除税額

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　金　　　　　　　円

４　要補助金返還相当額　　　　　　　　　　　　　　　　金　　　　　　　円

注１　この報告書には、３の金額の内訳を記載した書面（別紙「補助金に係る消費税等仕入控除税額の内訳」）を添付すること。

２　間接補助事業等の場合にあっては、集計表（各事業実施主体の１から４までの事項を記載した書面）を添付すること。

別紙

補助金に係る消費税等仕入控除税額の内訳

補助事業者名

事業主体名

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  | 課税売上割合95％以上 |  |  | 個別対応方式 |  |  | 一括比例配分方式 |  | 課税売上割合 | ％ |

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 区　分 | 補助対象  経　　費 | ①の内訳 | | ②のうち  消費税等  相当額  ③ | 1. の内訳 | | | 仕入控除  税　　額  ⑥ | 補助率  ⑧ | 補助金に係る消費税等仕入控除税額  ⑦×⑧ |
| 課税対象  ② | 非課税 | 課税売上  対応　④ | 共通売上  対応　⑤ | 非課税  売上対応 |
|  | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | ％ | 円 |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 計 |  |  |  |  |  |  |  | ⑦ |  |  |

注１　「③の内訳」欄については、課税売上割合が95％未満の事業者で個別対応方式を採用している場合のみ記載すること。

　２　「仕入控除税額」欄の算出は、次のとおりとする。

　　(1) 課税売上割合が95％以上の事業者の場合・・・③＝⑥

　　(2) 課税売上割合が95％未満の事業者で個別対応方式を採用している場合・・・④＋［⑤×（課税売上割合）］

　　(3) 課税売上割合が95％未満の事業者で一括比例配分方式を採用している場合・・・③×（課税売上割合）

別記第５－１号様式（第７－１及び第７－５関係）

（記号）第　　　　　号

　　年　　月　　日

　（補助事業者）　様

北海道知事

（　　総合振興局長（振興局長）)

　　　補助金の交付の決定について（通知）

　　年　　月　　日申請の農山漁村振興交付金（農山漁村発イノベーション対策）事業に係る補助金の交付について、別紙指令書のとおり決定したので通知します。

なお、次の事項に留意の上、事業を適切に遂行してください。

記

１　この補助金は、申請により概算払をしますので、補助金等概算払申請書を提出してください。

２　留意事項

　（１）補助金の額の確定の審査に当たっては、事業実施に伴う経費の支払先に対し、支出負担行為担当者（当（総合）振興局産業振興部農務課）が直接事実確認をする場合があります。

　（２）補助金の支出に当たっては、出納機関（（総合）振興局総務課）が現地に出向いて実地に調査を行い、収支・契約関連書類や成果の確認をする場合があります。

（　　　部　　　課　 係）

注　概算払以外に通知する事項がある場合には、記以下に適宜通知事項を記載し、適宜変更して使用すること。

別記第５－２号様式（第７－２関係）

（記号）第　　　　　号

　　年　　月　　日

　（補助事業者）　様

北海道知事　　　　　　　　印

(　　総合振興局長（振興局長）)

　　　年度農山漁村振興交付金（農山漁村発イノベーション対策）事業補助金の不交付の決定について（通知）

　　　　年　　月　　日申請の農山漁村振興交付金（農山漁村発イノベーション対策）事業に係る補助金の交付については、次の理由により交付しないことと決定したので通知します。

記

補助金を交付しない理由

（　　　部　　　課　 係）

別記第６－１号様式（第10－２関係）

（記号）第　　　号指令

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（補助事業者）

　　　年　　月　　日申請の農山漁村振興交付金（農山漁村発イノベーション対策）事業に係る計画の変更については、これを承認します。ただし、次の事項を承知してください。

　　　　年　　月　　日

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 　　　　　　北海道知事　印

(　　総合振興局長（振興局長）)

　この承認の内容は、　　年　　月　　日付け補助事業等変更承認申請書記載のとおりです。

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（　　　部　　　課　 係）

注１　この様式は、補助金の総額に変更を来さない計画変更の場合に使用すること。

　２　この変更承認に伴い補助指令の条件を変更する必要がある場合は、この変更指令の条件として、その変更の内容を記載すること。

別記第６－２号様式（第10－２関係）

（記号）第　 　号指令

　　　　　 　　　　　 　　　　　 　　　　 　　　　　 　（補助事業者）

　　年 　月　　日申請の農山漁村振興交付金（農山漁村発イノベーション対策）事業に係る計画の変更を承認し、平成 　年　　月 　日付け（記号）第　　 号指令の補助金「金　 円」を「金 　円」に変更します。ただし、次の事項を承知してください。

　　　年　　月　　日

　　　　　 　　　　　 　　　　　 　　　 　 　　　北海道知事　印

(　　総合振興局長（振興局長）)

１　この承認の内容は、　　年　　月　　日付け補助事業等変更承認申請書記載のとおりです。

２　変更後の補助金の交付の対象となる補助事業等の名称及び経費並びに補助金の額及び完了期限は、次のとおりです。

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 補助事業等名 | 変更前 | | | | | 変更後 | | | | |
| 補助対象経費 | | | 補助金の額 | 完了期限 | 補助対象経費 | | | 補助金の額 | 完了期限 |
| 区分 | 事業内容 | 金　額 | 区分 | 事業内容 | 金　額 |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |

（　　　部　　　課　 係）

注１　この様式は、補助金等の総額に変更を来す計画変更の場合に使用すること。

　２　この変更承認に伴い補助指令の条件を変更する必要がある場合は、この変更指令の条件として、その変更の内容を記載すること。

　３　表の記載欄が不足する場合には、文中「次のとおり」を「別紙のとおり」に改め、別紙にて処理すること。

別記第７号様式（第11－２関係）

（記号）第　　　号指令

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（補助事業者）

　　　年　　月　　日申請に係る農山漁村振興交付金（農山漁村発イノベーション対策）事業の中止（廃止）については、承認します〔次の理由により承認しません〕。

　　　　年　　月　　日

　　　　　　　　　　　 　　　　　　　　　北海道知事　　　　　　　印

　　　　　　 (　　総合振興局長（振興局長）)

（　　　部　　　課　 係）

注１　中止又は廃止を承認する場合は、〔　〕書きの箇所を削除すること。

　２　中止又は廃止を承認しない場合は、「承認します」の箇所を〔　〕書きによることとし、記として不承認の理由を記載すること。

別記第８号様式（第12－１及び第15関係）

事業遂行状況報告書

　　年　　月　　日

　　北海道知事　　様

(　　総合振興局長（振興局長）)

　　　　　　　　　　　補助事業者名

　　年　　月　　日付け（記号）第　　　号指令で補助金の交付の決定を受けた農山漁村振興交付金（農山漁村発イノベーション対策）事業に係る遂行状況について、次のとおり報告します。

記

１　事業実施主体名

２　事業完了予定　　　　　 　年　　月　　日

３　実施状況

　　年　　月　 日現在

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 区分 | 工種 | 実　施 計　画 | | でき高 | | 進捗率  Ｂ／Ａ | 支出済額 | 備考 |
| 事業量 | 事業費Ａ | 事業量 | 事業費Ｂ |
|  |  |  | 円 |  | 円 | ％ | 円 |  |

注　補助事業等執行遅延（不能）報告書に添付する場合には、標題及び記以下の事項以外の部分を削除して使用すること。

別記第９号様式（第12－１関係）

繰越等実施計画書

１　繰越後の事業完了予定　 　　年 　月　　日

２　実施計画

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 区分 | 工種 | 計　　　　 画 | | | 年度内実施予定 | | | | 翌年度実施予定 | | | | | 年度内概算予定補助金 | 備　　　考 |
| 事業量 | 事業費Ａ | 補助金 | 事業量 | 事業費Ｂ | Ｂ／Ａ | 補助金 | 事業量 | 事業費Ｃ | Ｃ／Ａ | 補助金 | 予定期間 |
|  |  |  | 円 | 円 |  | 円 |  | 円 |  | 円 |  | 円 | 年　月  ～  　年　月  　年　月  ～  　年　月  　年　月  ～  　年　月 |  | 年度内概算予定  補助金算出根拠 |
| 計 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  | 円 |

注　「予定期間」欄は、区分ごとの予定工期を記載すること。

別記第10号様式（第12－２関係）

（記号）第　　　号指令

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（補助事業者）

　　　年　　月　　日提出のあった補助事業等執行遅延報告書に基づき、農山漁村振興交付金（農山漁村発イノベーション対策）事業の執行を次のとおり指示します。

　　　　年　　月　　日

　　　　　　　　　　　　 　　　　　　　北海道知事　　　　　　　　印

　　　　　 (　　総合振興局長（振興局長）)

１　事業完了期限を　　年　　月　　日とします。

２　補助対象事業を完了したとき（廃止の承認を受けたときを含む。）は、速やかに補助事業等実績報告書を知事（総合振興局長又は振興局長）に提出しなければなりません。会計年度が終了したときも、また同様とします。

（　　　部　　　課　 係）

別記第11－１号様式（第13－１、第16－４及び第24－２関係）

（記号）第　　　号達

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（補助事業者）

　　　年　　月　　日付け（記号）第　　　号指令による農山漁村振興交付金（農山漁村発イノベーション対策）事業に係る補助金の交付の決定を、次の理由により取り消します。

　　　　年　　月　　日

　　　　　　　　　　　　　 　　　　　 北海道知事　　　　　　　印

(　　総合振興局長（振興局長）)

　取消しの理由

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（　　　部　　　課　 係）

注１　この様式は、交付決定の全部の取消しに伴う返還金のない場合に使用すること。

別記第11－２号様式（第13－１、第16－４及び第24－２関係）

（記号）第　　　号達

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（補助事業者）

　　　年　　月　　日付け（記号）第　　　号指令による農山漁村振興交付金（農山漁村発イノベーション対策）事業に係る補助金の交付の決定を取り消し、既に交付した補助金、金○○円の返還を命じます。ただし、次の事項を承知してください。

　　　　年　　月　　日

　　　　　　　　　　　　　　　　 　　 北海道知事　　　　　　　印

(　　総合振興局長（振興局長）)

１　取消しの理由

２　返還すべき補助金は、別に知事(総合振興局長又は振興局長)が発行する納入通知書により納付すること。

３　返還すべき補助金を納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、その納付額を控除した額）につき年10.95 パーセントの割合で計算した違約延滞金を道に納付すること。

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（　　　部　　　課　 係）

注１　この様式は、交付決定の全部の取消しに伴う返還金のある場合に使用すること。

　２　この命令書と当該還付金に係る納入通知書は、同時に送付すること。ただし、 納付すべき期限を猶予した場合は、この限りでない。

別記第11－３号様式（第13－１、第16－４及び第24－２関係）

（記号）第 　　号達

　　　　 　　　　 　　　　 　　　　 　　　　　　　　 　（補助事業者）

　　年　　月　 日付け（記号）第　 　号指令の農山漁村振興交付金（農山漁村発イノベーション対策）事業に係る補助金の一部を次のとおり取り消すとともに、補助金「金　　　円」を「金　　　円」に変更します。ただし、次の事項を承知してください。

　　 年　　月 　日

　　　　 　　　　 　　　　　　　 　　　 　北海道知事　　　　　　　　印

　　　 (　　総合振興局長（振興局長）)

１　取消しの内容

２　取消しの理由

３　変更後の補助金の交付の対象となる補助事業及び経費並びに補助金の額及び完了期限は、次のとおりです。

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 補助事業等名 | 変更前 | | | | | 変更後 | | | | |
| 補助対象経費 | | | 補助金の額 | 完了  期限 | 補助対象経費 | | | 補助金  の額 | 完了  期限 |
| 区分 | 事業内容 | 金　額 | 区分 | 事業内容 | 金　額 |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |

（　　　部　　　課　 係）

注１　この様式は、交付決定の一部の取消しに伴う返還金のない場合に使用すること。

　２　変更に伴い補助指令の条件を変更する必要がある場合は、この変更の条件としてその内容を記載すること。

　３　「取消しの内容」欄は、その取消しの対象となった部分が明らかになるよう詳細に記載すること。

　４　表の記載欄が不足する場合には、文中「次のとおり」を「別紙のとおり」に改め、別紙にて処理すること。

別記第11－４号様式（第13－１、第16－４及び第24－２関係）

（記号）第 　　号達

　　　　 　　　　 　　　　 　　　　　　　　　 　　　　 　（補助事業者）

　　年　　月　　日付け（記号）第　 　号指令の農山漁村振興交付金（農山漁村発イノベーション対策）事業に係る補助金の一部を次のとおり取り消し、当該取消し部分に関し既に交付した補助金　金　　 　　円の返還を命じるとともに、補助金「金　　　　 円」を「金 　　　　円」に変更します。ただし、次の事項を承知してください。

　　 年　　月 　日

　　　　 　　　　 　　　　 　 　　　北海道知事　　　　　　　　　印

　　 (　　総合振興局長（振興局長）)

１　取消しの内容

２　取消しの理由

３　返還すべき補助金は、別に知事(総合振興局長又は振興局長）が発行する納入通知書により納付すること。

４　返還すべき補助金を納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、納付額を控除した額）につき年10.95パーセントの割合で計算した違約延滞金を道に納付すること。

６　変更後の補助金の交付の対象となる補助事業等の名称及び経費並びに補助金の額及び完了期限は、次のとおりです。

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 補助事業等名 | 変更前 | | | | | 変更後 | | | | |
| 補助対象経費 | | | 補助金の額 | 完了期限 | 補助対象経費 | | | 補助金の額 | 完了期限 |
| 区分 | 事業内容 | 金　額 | 区分 | 事業内容 | 金　額 |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |

（　　　部　　　課　 係）

注１　この様式は、交付決定の一部の取消しに伴う返還金のある場合（ただし、額の確定後は除く。）に使用すること。

　２　変更に伴い補助指令の条件を変更する必要がある場合は、この変更の条件としてその内容を記載すること。

３　「取消しの内容」欄は、その取消しの対象となった部分が明らかになるよう詳細に記載すること。

　４　表の記載欄が不足する場合には、文中「次のとおり」を「別紙のとおり」に改め、別紙にて処理すること。

　５　この命令書と当該還付金に係る納入通知書は、同時に送付すること。ただし、納付すべき期限を猶予した場合は、この限りでない。

別記第11－５号様式（第13－１関係）

（記号）第　　　号達

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（補助事業者）

　　　年　　月　　日付け（記号）第　　　号指令の農山漁村振興交付金（農山漁村発イノベーション対策）事業に係る補助金の交付の決定の内容及びこれに付けた条件を次のとおり変更します。

　　　　年　　月　　日

　　　　　　　　　　　　 　　　　　　　　　北海道知事　　　　　　　　印

　　　　　　 (　　総合振興局長（振興局長）)

１　削除事項

　(1)

　(2)

２　追加事項

　(1)

　(2)

　　　　　　　　　　　　　　　（　　　部　　　課　 係）

注１　この様式は、事情変更による交付決定の内容及びこれに付けた条件の変更を行う場合に使用すること。

別記第11－６号様式（第24－２関係）

（記号）第　　　号達

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（補助事業者）

　　　年　　月　　日付け（記号）第　　　号指令の農山漁村振興交付金（農山漁村発イノベーション対策）事業に係る補助金の一部を次のとおり取り消し、当該取消し部分に関し既に交付した補助金、金　　　　　円の返還を命じます。

　　　　年　　月　　日

　　　　　　　　　　　　　　　　 　　　　　北海道知事　　　　　　　　　印

　　　 (　　総合振興局長（振興局長）)

１　取消しの内容

２　取消しの理由

３　返還すべき補助金は、別に知事(総合振興局長又は振興局長)が発行する納入通知書により納付すること。

４　返還すべき補助金を納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、納付額を控除した額）につき年10.95パーセントの割合で計算した違約延滞金を道に納付すること。

（　　　部　　　課　 係）

注１　この様式は、交付決定の一部の取消しに伴う返還金のある場合で、額の確定後のものに使用すること。

　２　変更に伴い補助指令の条件を変更する必要がある場合は、この変更の条件としてその内容を記載すること。

　３　「取消しの内容」欄は、その取消しの対象となった部分が明らかになるよう詳細に記載すること。

　４　この命令書と当該還付金に係る納入通知書は、同時に送付すること。ただし、納付すべき期限を猶予した場合は、この限りでない。

別記第12－1号様式（第14－２関係）

（記号）第　　　　　号

　　年　　月　　日

　（補助事業者）　様

北海道知事　　　　　　　　　印

(　　総合振興局長（振興局長）)

年度農山漁村振興交付金（農山漁村発イノベーション対策）事業に係る補助金の概算払について（通知）

　　年　　月　　日申請に基づき、農山漁村振興交付金（農山漁村発イノベーション対策）事業に係る補助金について、次のとおり概算払をすることと決定したので通知します。

記

１　概算払をする時期　　　　　月　　日頃

２　概算払をする額　　　　金　　　　　円

（　　　部　　　課　 係）

別記第12－２号様式（第14－３関係）

（記号）第　　　　　号

　　年　　月　　日

　（補助事業者）　様

北海道知事　　　　　　　　印

(　　総合振興局長（振興局長）)

年度農山漁村振興交付金（農山漁村発イノベーション対策）事業に係る補助金の概算払について（

通知）

　　年　　月　　日申請に基づき、農山漁村振興交付金（農山漁村発イノベーション対策）事業に係る補助金については、次の理由により概算払をしないことと決定したので通知します。

記

　補助金の概算払をしない理由

（　　　部　　　課　 係）

別記第13－１号様式（第16－１関係）

（記号）第　　　号達

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（補助事業者）

　　年　　月　　日付け（記号）第　　　号指令の補助金に係る農山漁村振興交付金（農山漁村発イノベーション対策）事業を当該補助金の交付の決定の内容及びこれに付けられた条件その他法令の規定に従い、善良な管理者の注意をもって遂行することを命じます。

　　　　年　　月　　日

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　北海道知事　　　　　　　印

　　　　　 (　　総合振興局長（振興局長）)

（　　　部　　　課　係）

別記第13－２号様式（第16－２関係）

（記号）第　　　号達

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（補助事業者）

　　　年　　月　　日付け（記号）第　　　号指令の補助金に係る農山漁村振興交付金（農山漁村発イノベーション対策）事業の遂行状況が当該補助金の交付の決定の内容及びこれに付けた条件その他法令の規定に違反しているものと認められるので、当該事業の遂行を停止し、次のとおりその是正措置を講ずることを命じます。

　　　　年　　月　　日

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 　　　北海道知事　　　　　　　印

　　　　 　　　 (　　総合振興局長（振興局長）)

１　講ずべき是正措置は、次のとおりです。

　(1)

　(2)

２　是正措置は、　　年　　月　　日までに完了させること。

３　是正措置が完了したときには、直ちに、その旨を知事(総合振興局長（振興局長）)に報告すること。

４　この命令に違反したときは、当該事業に係る補助金の交付の決定の　全部又は一部を取り消し、当該取消しに係る部分に関し、既に交付された補助金があるときは、その返還を命ずることがあります。

（　　　部　　　課　 係）

注　講ずべき是正措置は、できる限り具体的、かつ、詳細に記載すること。

別記第13－３号様式（第16－３関係）

（記号）第　　　号達

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（補助事業者）

　　　年　　月　　日付け（記号）第　　　号達で命じた農山漁村振興交付金（農山漁村発イノベーション対策）事業の遂行の停止を解除します。

　　　　年　　月　　日

　　　　　　　　　　　　　　　　　 　　　　　北海道知事　　　　　　　　印

　　　　　 　　　 (　　総合振興局長（振興局長）)

（　　　部　　　課　 係）

別記第14号様式（第９－５関係）

入札結果報告・着手届

（記号）第　　　　　号

　　年　　月　　日

北海道知事　　様

(　　総合振興局長（振興局長）)

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（事業実施主体名）

農山漁村振興交付金（農山漁村発イノベーション対策）事業に関する入札結果を報告し、着手を届け出ます。

記

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 工事等の契約名 | |  | |
| 施工方法 | | 直営施工・請負施工・委託施工・代行施工 | |
| 施工業者選定方法 | | 一般競争入札・指名競争入札・随意契約 | |
| 入札執行年月日 | | 年　　月　　日 | |
| 入札立会者の  所属・役職・氏名 | |  | |
| 入札予定価格（税抜） | | 円 | |
| 入札参加業者名及び  入札価格（税抜） | |  | 円 |
|  | 円 |
|  | 円 |
|  | 円 |
| 入札執行回数 | | 回 | |
| 落札業者名 | |  | |
| 契約価格（税込） | | 円（うち消費税及び地方消費税額　　　円） | |
| 契約年月日 | | 年　　　月　　　日 | |
| 着手場所 | |  | |
| 工事開始年月日 | | 年　　　月　　　日 | |
| 完了予定年月日 | |  | |
| 工事監理者 | |  | |
| 入札結果等の公表方法 | |  | |
| 備　考 | 年　　月　　日付け○○第○○○号　交付決定通知 | | |

（注）１　「施行方法」欄は、該当するものを○で囲むこと。

　　　２　「施工業者選定方法」欄は、該当するものを○で囲むこと。

　　　３　「入札予定価格」欄は、未公表の場合は未公表と記入する。ただし、不落札随意契約の場合は、必ず記入する。

　　　４　「入札参加業者名及び入札価格」欄は、入札に参加した業者名を全て記入し、入札最終回に投じられた価格を記入する（途中棄権した業者がある場合は、当該業者の価格は空欄とする。）。

　　　５　不落札随意契約の場合は、「入札執行回数」欄は入札執行回数及び不落札随意契約である旨を、また、「落札業者名」欄は契約業者名を記入する。

　　　６　「施工業者選定方法」が随意契約の場合は、「入札執行年月日」欄から「入札執行回数」欄までは記入不要とし、「落札業者名」欄に契約業者名を記入する。

　　　７　「入札結果等の公表方法」欄は、入札結果の公表時期、公表方法を記入する。

　　　８　交付決定前に着手した場合、「備考」欄は「　年　月　日　第　号交付決定前着手届」と記入する。

　　　９　事業が複数の契約からなる場合は、契約ごとに上表を整理する。

別記第15－１号様式（第17－１関係）

補助事業に係るしゅん功届

（記号）第　　　　　号

　　年　　月　　日

北海道知事　　様

(　　総合振興局長（振興局長）)

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（事業実施主体名）

農山漁村振興交付金（農山漁村発イノベーション対策）事業に係る工事が完成したので報告します。

記

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 工事等の契約名 | |  |  |
| 施設機械等名 | |  |
| 事業費 | | 円 |
| 着手住所 | |  |
| 着手年月日 | |  |
| 完了年月日 | |  |
| 関係法令検査年月日 | |  |
|  | ○○法 |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
| 検査年月日  （又は予定日） | |  |
| 引き渡し年月日  （又は予定日） | |  |
| 契約業者名 | |  |
| 現場代理人名 | |  |
| 工事監理者名 | |  |

（注）１　「事業費」欄は、交付対象経費とする。

　　　２　請負人等からの完了届の写しを添付すること。

　　　３　事業が複数の契約からなる場合は、契約毎に上表を整理すること。

　　　　なお、完了年月日が契約ごとに異なる場合は、その都度提出すること。

別記第15－２号様式（第17－１関係）

補助事業に係る機械等導入完了報告書

（記号）第　　　　　号

　　年　　月　　日

北海道知事　　様

(　　総合振興局長（振興局長）)

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（事業実施主体名）

農山漁村振興交付金（農山漁村発イノベーション対策）事業に係る機械等の導入が完了したので報告します。

記

１　事業実施主体名

２　機械等の導入状況

|  |  |
| --- | --- |
| 機械等の名称 |  |
| 規格・型式等 |  |
| 購入価格 | 円 |
| 購入年月日 |  |
| 機械等の納入者 |  |
| 確認又は検査の年月日 |  |
| 確認者又は検査員の氏名 |  |

注１　この様式は、機械等を導入したときに使用すること。

　２　同じ種類の機械等を同時に数台導入した場合であっても、機械等ごとにこの様式を作成し提出すること。

　３　「機械等の納入者」欄には、補助事業者に機械等を売り渡した者を記載すること。

　４　「確認又は検査の年月日」及び「確認者又は検査員の氏名」欄は、補助事業者において確認又は検査を行った場合に記載すること。

別記第15－３号様式（第17－１関係）

補助事業に係る委託業務完了報告書

（記号）第　　　　　号

　　年　　月　　日

北海道知事　　様

(　　総合振興局長（振興局長）)

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（事業実施主体名）

　農山漁村振興交付金（農山漁村発イノベーション対策）事業に係る委託業務が完了したので報告します。

記

１　事業実施主体名

２　委託業務の状況

|  |  |
| --- | --- |
| 委託業務の契約名 |  |
| 委託業者名 |  |
| 委託内容 | 円 |
| 委託費 |  |
| 委託開始年月日 |  |
| 委託完了年月日 |  |
| 委託業務完了検査年月日 |  |
| 検査員の氏名 |  |

注１　この様式は、委託業務を行ったときに使用すること。

　２　委託業務ごとにこの様式を作成し提出すること。

　３　「委託業務検査年月日」及び「検査員の氏名」欄は、補助事業者において検査を行った場合に記載すること。

別記第16－１号様式（第17－４関係）

補助事業等に係る建設工事完成検査調書

　事 業 名

　工事目的物の名称

　着工　　　　　　　年　　月　　日　・　完成　　　　　　年　　月　　日

　補助事業者名

事業実施主体名

　上記の建設工事は、検査の結果、補助金の交付の決定の内容及びこれに付けた条件のとおり完成したことを認めます。

　　　　年　　月　　日

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　所　属

　　　　　　　　　　　　　　　検査員

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　職氏名　　　　　　　　　　㊞

注２　検査の結果不合格の場合は、本文を「上記の建設工事は、検査の結果、次の理由により不合格と認めます。」と書き換えた上、その不合格の理由をこの様式の下方に詳細に記載すること。

別記第16－２号様式（第17－４関係）

補助事業等に係る機械等導入完了検査調書

事業名

機械等の名称

導入年月日　　　　　　年　　月　　日

補助事業者名

事業実施主体名

上記の機械等の導入は、検査の結果、補助金の交付の決定の内容及びこれに付けた条件のとおり完成したことを認めます。

　　　　年　　月　　日

所属

検査員

職氏名　　　　　　　　　㊞

注　　検査の結果不合格の場合は、本文を「上記の機械等の導入は、検査の結果、次の理由により不合格と認めます。」と書き換えた上、その不合格の理由をこの様式の下方に詳細に記載すること。

別記第16－３号様式（第17－４関係）

補助事業等に係る委託業務完了検査調書

事業名

委託業務の名称

開始年月日　　　　　年　　月　　日　・　完成年月日　　　　年　　月　　日

補助事業者名

事業実施主体名

上記の委託業務は、検査の結果、補助金の交付の決定の内容及びこれに付けた条件のとおり完了したことを認めます。

　　　　年　　月　　日

所属

検査員

職氏名　　　　　　　　　㊞

注　検査の結果不合格の場合は、本文を「上記の委託業務は、検査の結果、次の理由により不合格と認めます。」と書き換えた上、その不合格の理由をこの様式の下方に詳細に記載すること。

別記第17号様式（第18－４関係）

補助事業遂行計画書

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 区分 | 工種 | 実施計画 | | | 年度でき高 | | | | | 翌年度繰越額 | | | 補助金概算払受領額 | 備　　　考 |
| 事業量 | 事業費 | 補助金 | 事業量 | 事業費 | | | 補助金 | 事業量 | 事業費 | 補助金 |
|  | 支出済額 | 支出未済額 |
|  |  |  | 円 | 円 |  | 円 | 円 | 円 | 円 |  | 円 | 円 | 円 | 完了予定年月日  　年　月　日 |
| 計 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |

別記第18－１号様式（第20－１関係）

（記号）第　　　　　号

　　年　　月　　日

　（補助事業者）　様

　　　　　　　　　　　　　　 　　　北海道知事　　　　　　　　印

　　　　 　　　　　 (　　総合振興局長（振興局長）)

　　　補助金の額の確定について（通知）

　　　年　　月　　日提出の補助事業等実績報告書を審査（及び実地検査）した結果、農山漁村振興交付金（農山漁村発イノベーション対策）事業に係る補助金の額を次のとおり確定したので、通知します。

記

　補助金の確定額　　金　　　　　　　円

（　　　部　　　課　 係）

別記第18－２号様式（第20－２関係）

（記号）第　　　号達

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（補助事業者）

　　　年　　月　　日付け（記号）第　　　号で通知した農山漁村振興交付金（農山漁村発イノベーション対策）事業に係る補助金の額の確定に伴い、当該確定額を超えて交付した補助金　金　　　　　　円の返還を命じます。ただし、次の事項を承知してください。

　　　　年　　月　　日

　　　　　　　　　　 　　　　　　　北海道知事　　　　　　　 印

　　　　 　　　 (　　総合振興局長（振興局長）)

１　返還すべき補助金は、別に知事(総合振興局長又は振興局長)が発行する返納通知書により納付すること。

２　返還すべき補助金を納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、その納付額を控除した額）につき年10.95 パーセントの割合で計算した違約延滞金を道に納付しなければなりません。

（　　　部　　　課　 係）

注　この命令書と当該返還金に係る返納通知書は、同時に送付すること。ただし、納付すべき期限を猶予した場合は、この限りでない。

別記第19号様式（第21関係）

補助金交付状況報告書

事 業 名　　 　　　　区　　分

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 事業認定年度 | 市町村名 | 総事業費  （補助対象経費） | 補助金交付  決定額 | 補助指令  年月日 | 補助金の  支出額 | 補助金支出  年月日 | 実績報告  年月日 | 補助金の額の  確定額 | 確定  年月日 |
|  |  | 円 | 円 |  | 円 |  |  | 円 |  |
|  |  | 上段　計画  下段　実績 | 変更 | 変更 | 概算  概算  精算  計 |  |  |  |  |
|  |  | 上段　計画  下段　実績 | 変更 | 変更 | 概算  概算  精算  計 |  |  |  |  |
|  |  | 上段　計画  下段　実績 | 変更 | 変更 | 概算  概算  精算  計 |  |  |  |  |

注　区分（農山漁村発イノベーション推進支援事業、農山漁村発イノベーション等整備事業）ごとに別様とすること。

別記第20号様式（第23－１及び第23－２関係）

財産処分承認申請書

（記号）第　　　　　号

　　年　　月　　日

　北海道知事（総合振興局長（振興局長））　　様

（補助事業者）　様

　　　　　　　　　 　　 　　　　　　補助事業者

　　 　　　　　 （事業実施主体名）

　年度農山漁村振興交付金（農山漁村発イノベーション対策）事業で取得した（又は効用の増加した）財産について、次のとおり処分したいので、農山漁村振興交付金（農山漁村発イノベーション対策）事業補助金交付事務取扱要領第23の１（又は２）の規定により、承認申請します。

記

１　処分の理由及び今後の利用方法等

(1) 処分を行う理由

(2) 今後の利用方法（処分区分（注２の別表１の処分区分をいう。））

具体的に記述すること。

(3) 処分に対する補助事業者の意見（間接補助事業の場合）

２　処分の対象財産

(1) 事業実施主体

(2) 財産の名称、住所、型式、数量

(3) 事業費、補助金額、補助率

　(4) 耐用年数（処分制限期間）、経過年数

(5) 現況図面又は写真（添付）

３　処分予定年月日

４　その他参考資料

注１　財産処分により収益が見込まれる場合には、収益の内容がわかる資料を添付すること。

　２　「補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分等の承認基準について」（平成20年５月23日付け20経第385号農林水産省大臣官房経理課長通達。以下「承認基準通知」という。）別表１の処分区分（以下、「処理区分」という。）の欄に掲げる「目的外使用」、「補助事業を中止する場合」に該当する場合で、損失補償金を受ける場合には、次の資料を添付すること。

(1) 補償契約書等の写し

　 (2) 取り壊し等の工事概要、事業費（予定）

　３　「承認基準通知」別表１の処分区分の欄に掲げる「譲渡」、「有償」に該当する場合のうち、同表の備考欄の事項に該当する場合には、次のいずれかの資料を添付すること。

　 (1) 農業生産法人化計画

(2) 上記計画を添付できない場合

　　　ア　農業生産法人化計画類似の法人化計画

　　　イ　新設法人への財産処分（継承）計画書

　　　ウ　発起人名簿又は定款案（集落営農組織の構成員が新設法人の主たる組合員、社員又は株主であることが確認できるもの）

　４　漁港漁場整備法第37条の２の貸付けの場合には、貸付契約締結後、貸付契約書を提出すること。

５　処理区分の欄に掲げる「担保」で、補助目的の遂行上必要な融資を受ける場合には、資金の使途、決算の状況、資金繰りの状況、収支計画及び返済計画について確認できる資料を添付すること。

別記第21－１号様式（第23－４関係）

（記号）第　　　　　号

　　年　　月　　日

　（補助事業者）　様

　　　　　　　　　　　　 　　　北海道知事　　　　　　　　　印

　　 　　　　　　 (　　総合振興局長（振興局長）)

　　　財産処分の承認について（通知）

　　　年　　月　　日申請の農山漁村振興交付金（農山漁村発イノベーション対策）事業の財産処分については、承認します。ただし、次の事項を承知してください。

記

１　処分後、速やかに別紙「財産処分報告書」を提出すること。

（　　　部　　　課　 係）

注１ この様式は、財産の処分申請を承認する場合に使用すること。

　２ 承認に当たり次の例を参考として必要な条件を付すこと。

(1) 承認に当たり、財産の取得に要した経費のうち補助金相当額（取得した財産の法定耐用年数を基に取得価格から減価償却費を減額した価格に補助率等を乗じて得た額をいう。）を納付させる場合は、納付すべき金額及び納付方法

(2) この承認を得て取得財産を処分した場合において、当該処分により収入金があったときは、当該収入金の額を含めた処分の内容を知事に報告すること。

(3) 取得財産を処分することにより収入金があった場合で、当該収入金の額に補助率等を乗じて得た金額が(1)で算定した補助金相当額を上回るときは、これらを比較して多い方の額（ただし、補助金額を上限とする。）を納付させること。

(4) 取得財産の譲渡先に対し、補助金等の交付の目的を達成するために必要と認める場合は、当該譲渡する取得財産の処分を制限すること。

別紙

財産処分報告書

　　年　　月　　日

　北海道知事　　　　　　　様

(　　総合振興局長（振興局長）)

　　　　　　　 　　　　　　　　　　　補助事業者名

　　年　　月　　日付け（記号）第　　　号で承認のあった財産を次のとおり処分したので報告します。

記

１　事業実施主体名

２　財産の処分状況

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 物　件　名 | 処分方法 | 金　　　額 | 処分年月日 |
|  |  | 円 |  |

注　処分に係る契約書の写しを添付すること。

別記第21－２号様式（第23－４関係）

（記号）第　　　　　号

　　年　　月　　日

　（補助事業者等）　様

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 北海道知事　　　　　　印

　　　　　　　　　 (　　総合振興局長（振興局長）)

　　　財産処分の不承認について（通知）

　　　年　　月　　日申請の農山漁村振興交付金（農山漁村発イノベーション対策）事業の財産処分については、これを承認しないことと決定したので、通知します。

記

不承認とする理由

（　　　部　　　課　 係）

注 この様式は、財産の処分申請を承認する場合に使用すること。

別記第22号様式(第27－１及び第28関係)

番　　　号

年　月　日

北海道知事　　　　　　　様

(　　総合振興局長（振興局長）)

　　　　　　　 事業実施主体名

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（補助事業者名）

農山漁村振興交付金（農山漁村発イノベーション対策）事業実施状況報告及び評価報告の提出について（　　年度）

　農山漁村振興交付金（農山漁村発イノベーション対策）事業補助金交付事務取扱要領（令和４年（2022年）６月16日付け食政第318号食の安全推進監通知）第27の１（又は第28）の規定により別添のとおり報告する。